

【別紙】 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令 新旧対照表

○ 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>(主務大臣の確認)                      第二十二條 (略)                      254 (略)                      5 特定特殊自動車の使用者は、確認証の交付を受けたときは、これを所持し、<u>国又は都道府県</u>の職員から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。                      6 (略)                      (法第三十條第五項の證明書の様式)                      第三十四條 法第三十條第五項の證明書の様式は、様式第二十三のとおりとする。                      (指定等に関する手数料の納付)                      第三十五條 法第三十二條に規定する手数料については、<u>国</u>に納付する場合にあつては第三條、第十九條第一項又は第二十二條第一項の申請書に、それぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙をはるにより、登録機関に納付する場合にあつては法第二十一條第四項の特定原動機検査事務の実施に関する規程又は法第二十七條において準用する法第二十一條第四項の特定特殊自動車検査事務の実施に関する規程で定めるところにより</p>	<p>(主務大臣の確認)                      第二十二條 (略)                      254 (略)                      5 特定特殊自動車の使用者は、確認証の交付を受けたときは、これを所持し、<u>国</u>の職員から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。                      6 (略)                      (法第二十九條第三項の證明書の様式)                      第三十四條 法第二十九條第三項の證明書の様式は、様式第二十三のとおりとする。                      (指定等に関する手数料の納付)                      第三十五條 法第三十條に規定する手数料については、<u>国</u>に納付する場合にあつては第三條、第十九條第一項又は第二十二條第一項の申請書に、それぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙をはるにより、登録機関に納付する場合にあつては法第二十一條第四項の特定原動機検査事務の実施に関する規程又は法第二十七條において準用する法第二十一條第四項の特定特殊自動車検査事務の実施に関する規程で定めるところにより納</p>

納付しなければならない。

2・3 (略)

(地方支分部局長への委任事項)

第三十六条 (略)

(削る)

(削る)

一 法第二十九条第一項の規定による報告徴収(特定特殊自動車の使用者に係るものに限る。)

二 法第三十条第一項の規定による立入検査(特定特殊自動車の使用者に係るものに限る。)

2 (略)

(削る)

(削る)

一 法第二十九条第一項の規定による報告徴収(特定特殊自動車の使用者に係るものに限る。)

二 法第三十条第一項の規定による立入検査(特定特殊自動車の使用者に係るものに限る。)

3 (略)

(削る)

(削る)

一 法第二十九条第一項の規定による報告徴収(特定特殊自動車の使用者に係るものに限る。)

付しなければならない。

2・3 (略)

(地方支分部局長への委任事項)

第三十六条 (略)

一 法第十八条の規定による技術基準適合命令

二 法第二十八条第二項の規定による指導及び助言

三 法第二十九条第一項の規定による報告徴収(特定特殊自動車の使用者に係るものに限る。)

四 法第二十九条第二項の規定による立入検査(特定特殊自動車の使用者に係るものに限る。)

2 (略)

一 法第十八条の規定による技術基準適合命令

二 法第二十八条第二項の規定による指導及び助言

三 法第二十九条第一項の規定による報告徴収(特定特殊自動車の使用者に係るものに限る。)

四 法第二十九条第二項の規定による立入検査(特定特殊自動車の使用者に係るものに限る。)

3 (略)

一 法第十八条の規定による技術基準適合命令

二 法第二十八条第二項の規定による指導及び助言

三 法第二十九条第一項の規定による報告徴収(特定特殊自動車の使用者に係るものに限る。)

二 法第三十条第一項の規定による立入検査（特定特殊自動車の使用者に係るものに限る。）

（主務大臣への報告）

第三十七条 法第十八条第二項、第二十八条第三項、第二十九条第四項及び第三十条第四項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類を提出して行うものとする。

一 法第十八条第一項の規定による命令、法第二十八条第二項の規定による指導及び助言、法第二十九条第二項の規定による報告の徴収又は法第三十条第二項の規定による立入検査（以下この条において「命令等」という。）の別

二 命令等の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 命令等に係る特定特殊自動車の所在場所

四 命令等に係る特定特殊自動車の車名及び型式

五 命令等に係る特定特殊自動車の製造番号その他当該特定特殊自動車を識別することができる事項

六 命令等の内容又は結果

七 命令等をした日

八 その他参考となる事項

四 法第二十九条第二項の規定による立入検査（特定特殊自動車の使用者に係るものに限る。）

（新規）

様式第二十三（立入りの身分証明書）（第三十四条関係）

（表）

第 号
特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する <u>法律第 30 条第 5 項</u> の規定による身分証明書
写真
官職（職名）及び氏名
年 月 日生
年 月 日発行
主務大臣（ <u>地方支分部局長・都道府県知事</u> ） 印

様式第二十三（立入りの身分証明書）（第三十四条関係）

（表）

第 号
特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する <u>法律第 29 条第 3 項</u> の規定による身分証明書
写真
官職及び氏名
年 月 日生
年 月 日発行
主 務 大 臣 <u>地方支分部局長</u> 印

(裏)

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律抜粋い

第30条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定事業者、届出事業者、承認事業者若しくは特定特殊自動車の使用者の工場若しくは事業場又は特定特殊自動車の所在すると認められる場所に立ち入り、特定特殊自動車、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 都道府県知事は、第18条第1項又は第28条第2項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定特殊自動車の使用者の工場若しくは事業場又は特定特殊自動車の所在すると認められる場所に立ち入り、特定特殊自動車、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3・4 (略)

5 第1項又は第2項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6 第1項又は第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～六 (略)

七 第30条第1項又は第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

備考 この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格 A 6 とする。

(裏)

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律抜粋い

第29条 (略)

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定事業者、届出事業者、承認事業者若しくは特定特殊自動車の使用者の工場若しくは事業場又は特定特殊自動車の所在すると認められる場所に立ち入り、特定特殊自動車、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～六 (略)

七 第29条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

備考 この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格 A 6 とする。